

令和8年度魚のゆりかご水田担い手サポート事業および 魚のゆりかご水田米販売戦略強化事業業務 仕様書

1 委託業務名

令和8年度魚のゆりかご水田担い手サポート事業および魚のゆりかご水田米販売戦略強化事業業務

2 背景および目的

滋賀県では、琵琶湖に生息するニゴロブナ等が産卵のために水田へ遡上し、水田で生まれ育った稚魚が再び琵琶湖へ戻るといふ、かつての豊かな琵琶湖周辺の水田農業を取り戻すことによって生物多様性の保全を実現する「魚のゆりかご水田プロジェクト」を推進している。

プロジェクト開始から20年が経過し、「魚のゆりかご水田」の取組面積は100ha以上に拡大している一方で、取組地区数は平成25年度の33地区をピークに令和7年度は18地区と減少傾向にある。

特に、活動が衰退した地域では、担い手不足やリーダーの不在による活動体制の弱体化に加え、魚道設置などの取組に要する労力やコストを販売価格へ十分に反映できていないといった課題がある。

こうした状況を踏まえ、「魚のゆりかご水田担い手サポート事業」では、新規立ち上げから維持・定着に至るまでを一貫して支えるサポート体制の充実により活動体制の強化を図る。あわせて、「魚のゆりかご水田米販売戦略強化事業」では、高付加価値の志向を有する首都圏の消費者への需要喚起による販売価格の向上や学校や道の駅等への提供など地産地消を推進する。

両事業を一体的に実施することで、新規取組地区を拡大するとともに、既存取組地区の継続的な活動を支援することを目的とする。

【参考】「魚のゆりかご水田プロジェクト」について

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nousonshinkou/18537.html>

3 委託場所と期間等

- (1)場所:滋賀県内および首都圏内で実施する。
- (2)期間:契約締結日から令和9年3月12日(金)まで

4 業務の内容

- (1)魚のゆりかご水田担い手サポート事業
 - ア 新規・既存取組地区および企業・大学等をマッチングする支援基盤の整備

(ア)目的

企業・大学等を対象に「魚のゆりかご応援パートナー」を募集し、新規・既存の取組地区とのマッチングにより、専門的知見や新たな発想を取り入れることで、地域資源を活用した持続的な活動体制の構築を図ることを目的とする。

(イ)業務内容

①新規・既存の取組地区の連携希望内容のとりまとめ

新規・既存の取組地区(8地区程度を想定)を対象に活動内容や課題、企業や大学等に求める連携内容のヒアリング調査を行い、情報を整理、一覧化すること。

②企業・大学等向けの「魚のゆりかご応援パートナー」の募集

- ・企業や大学等を対象とした「魚のゆりかご応援パートナー」の募集にかかる広報
- ・募集チラシの作成(A4 カラーで 300 部作成し、発注者に送付)

③連携事例の取材・記事作成

既存取組地区および企業・大学等との連携事例(3事例程度を想定)を取材した上で、記事(写真含む)を作成すること。取材先については、発注者と協議の上、決定すること。

- ・なお、①の連携希望内容一覧、②の募集チラシおよび③の連携事例記事については、発注者が指定する WEB ページに掲載できるように作成し、電子データを発注者に送付すること。
- ・掲載は発注者で実施する(WEB ページは、「琵琶湖とつながるお米と魚の物語」HP 内の「つながる」への掲載を想定)。
- ・マッチングについては、発注者で実施する。

(ウ)提案していただくこと

- ・「魚のゆりかご応援パートナー」の募集にかかる広報にあたり、企業・大学等への効果的なアプローチ手法や実施スケジュールについて提案すること。

イ 現地見学会の開催

(ア)目的

新規取組地区等を対象に既存取組地区の現地ほ場での見学会を開催し、魚道設置技術や維持管理方法への理解を深めることで、取組の具体化を図り、円滑な立ち上げを後押しすることを目的とする。

(イ)業務内容

現地見学会は以下のとおり想定している。

内 容	既存取組地区の現地ほ場の見学 ・既存取組地区(生産者)からの概要説明
-----	---------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・「魚のゆりかご水田」現地ほ場・魚道の見学 ・維持管理方法の紹介
時 期	半日程度で1回以上 ※現地ほ場に魚道が設置されている6月が望ましいが、諸事情により開催が難しい場合は、発注者と協議の上、時期を決定すること
場 所	県内の既存取組地区の現地ほ場 ※発注者と協議して決定すること
対象者	取組に関心がある地区、新規取組地区、行政関係者等 10 名程度
業務 対象	<u>現地見学会の運営</u> <ul style="list-style-type: none"> ・開催要領、案内チラシの作成 ※案内チラシは A4 カラーで 300 部作成し、発注者に送付すること(電子データ(PDF)含む)。 ・参加者とりまとめ、名簿の作成 ・会場、機材、資料等準備、既存取組地区との調整 ・当日運営・進行、安全管理、写真撮影 ・参加者アンケート実施、とりまとめ等 ・講師謝礼等の現地見学会開催にかかる経費の支払い ・参加者はレジャー保険に加入することとし、その費用を負担すること

ウ 交流会の開催

(ア) 目的

新規取組地区等を対象に既存取組地区との交流会を開催し、実践者からの情報収集や意見交換を通して、取組意欲の向上を図り、円滑な立ち上げを後押しすることを目的とする。あわせて、「魚のゆりかご応援パートナー」候補との交流を促進する。

(イ) 業務内容

交流会は以下のとおり想定している。

内 容	新規取組地区等と既存取組地区との交流会 <ul style="list-style-type: none"> ・講演、研修会または事例報告等 ・ワークショップ等による意見交換 ・「魚のゆりかご応援パートナー」候補を交えた交流
時 期	10～12 月頃、平日午後を想定 1回
場 所	会場は、参加者が参加しやすい場所を選定すること
対象者	取組に関心がある地区、新規取組地区、関係者(流通、行政等)、「魚のゆりかご応援パートナー」候補の企業・大学等 30 名程度
業務	交流会の企画・運営

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム作成および講師等選定 ・開催要領、案内チラシの作成 ※案内チラシは A4 カラーで 300 部作成し、発注者に送付すること(電子データ(PDF)含む)。 ・参加者とりまとめ、名簿の作成 ・会場、機材、資料等準備、講師等との調整 ・当日運営・進行、安全管理、写真撮影 ・参加者アンケート実施、とりまとめ等 ・講師謝礼等の交流会開催にかかる経費の支払い
----	---

(ウ)提案していただくこと

- ・新規取組地区等の取組意欲がより高まるような、魅力的なプログラムや講師等について提案すること

(2)魚のゆりかご水田米販売戦略強化事業

ア 首都圏・県内での PR イベントの開催

(ア)目的

首都圏・県内の消費者を対象に「魚のゆりかご水田米」のストーリー性や魅力を伝え、共感を得られるようなPRイベントを実施する。

(イ)業務内容

PRイベントは以下のとおり想定している。

	首都圏	県内
時 期	9～2月頃、1回(土日の2日間を想定)	9～2月頃、計4日間
場 所	高単価での販売が見込める首都圏内の会場を選定すること	県内の道の駅、JA、小売店等 ※2か所以上、発注者と協議して決定すること
業務対象	<u>PR イベントの企画・運営</u> <ul style="list-style-type: none"> ・案内チラシの作成 ※A4 カラー、電子データ(PDF)で発注者に送付すること。 ・試食用の「魚のゆりかご水田米」の準備 ・炊きたてごはんの試食(1日あたり白米5kg ずつを想定) ※会場での炊飯・試食が可能な場合 ・「魚のゆりかご水田」ジオラマ・PR 資材の運搬 ※ジオラマ運搬は会場での展示が可能な場合 ※受注者による車での搬送または運送会社への委託による搬送を想定 ※ジオラマは発注者が保有しているものを利用するため製作する 	

	<p>必要はなく、搬送と組立が本業務対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント当日のPR スタッフの設置(ジオラマ搬送のため2名を想定) ・当日会場設営、安全管理、写真撮影 ・出展料等イベント開催にかかる経費の支払い <p>※なお、上記の業務によるPRとあわせて、「魚のゆりかご水田米」の販売も実施する予定であるが、準備や当日運営は、発注者で生産者等と調整するため、業務対象には含まない。</p>
--	---

(ウ)提案していただくこと

- ・首都圏内のPR イベントにおいて、高単価での販売が見込め、かつ、PR 効果の高い企画内容を提案すること。
- ・提案には、消費者への効果的な情報発信の手法や実施スケジュール等を含めること。

イ 学校・企業等での環境学習・出前授業の開催

(ア)目的

学校・企業での環境学習や出前授業の場において、生産者自らが思いを伝える取組を通じて、さらなる認知度向上や需要喚起を図ることを目的とする。

(イ)業務内容

環境学習および出前授業は以下のとおり想定している。

内 容	<p>県内の学校・企業での環境学習・出前授業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師(生産者)からの取組説明 ・「魚のゆりかご水田米」の試食(室内で実施する場合)
時 期	6～2月頃、午前の1～2時間程度を想定 計4回程度
場 所	<p>県内の学校・企業または生産者ほ場</p> <p>※発注者と協議して決定すること</p>
対象者	<p>「魚のゆりかご水田」に関心のある県内の学校(教員、生徒等)および企業(従業員等)</p>
業務対象	<p>環境学習・出前授業での「魚のゆりかご水田米」の試食等運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試食用の「魚のゆりかご水田米」の準備 ・炊きたてごはんの試食(1日あたり白米5kg ずつを想定) ※室内で実施する場合 ・参加者アンケート実施、とりまとめ等 ・講師(生産者)への謝礼の支払い

(3)打ち合わせ

月1回程度、発注者と打ち合わせし、打ち合わせ内容を記録する。打ち合わせ記録は、打ち合わせ後1週間以内を目途に、発注者に共有すること。

5 成果物

納品する成果物(以下、「成果物」という。)は、次のとおりとする。

(1)数量等

- ア 報告書(印刷物および電子データ送付):正副2部(A4版ファイル)
 - ・打ち合わせ記録簿および参加者アンケートとりまとめ結果を添付すること。
- イ 魚のゆりかご水田担い手サポート事業
 - ・支援希望内容一覧(電子データ)
 - ・事例紹介記事(写真含む)(電子データ)
 - ・「魚のゆりかご水田応援パートナー」募集チラシおよび現地見学会・交流会開催案内チラシ(A4カラー印刷物 300部および電子データ)
- ウ 魚のゆりかご水田米販売戦略強化事業
 - ・PR イベント開催案内チラシ(電子データ)

(2)納入場所

滋賀県農政水産部農村振興課(〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1)

6 著作権等

- (1)成果物にかかる著作権法(昭和45年法律第48号)(以下、「法」という。)第21条から第28条に規定する権利は、委託料の完済により、受注者から発注者に移転する。なお、発注者または受注者が従前から有していた著作権については、それぞれ発注者または受注者に帰属するものとする。この場合、受注者は、発注者が成果物を利用するために必要な範囲で、発注者に対し著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。
- (2)受注者は、成果物について、発注者が自由に使用できるよう、法第18条から第20条に規定する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3)成果物の所有権は、成果物の引渡しをもって、発注者に移転する。
- (4)成果物に第三者が有する著作権、肖像権その他の権利に係るものが含まれている場合は、当該権利の使用許諾その他一切の必要な手続きを、受注者の費用負担で行うこと。なお、第三者から権利の侵害について意義の申立または対価の請求、損害賠償請求等があった場合には、受注者の責任と負担において対応すること。
- (5)受注者は、成果物がいかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることを保証すること。

7 業務の遂行について

- (1) 委託業務の内容の詳細は、受注者からの提案内容に基づき、発注者と受注者で協議のうえ決定する。
- (2) 業務の遂行にあたり、受注者は連絡調整者を1名以上配置し、発注者と毎月1回程度の打合せを行い、連携を密にすることとする。なお、本業務の実施にあたっては、滋賀県における「魚のゆりかご水田プロジェクト」の内容を十分習熟したうえで行うこととする。
- (3) 業務全般にわたり、実施した内容については適宜記録に残し、実績として取りまとめること。打ち合わせ等についても記録に残し、1週間以内を目途に発注者に共有すること。

8 変更の対象

- (1) 本業務の契約成立後に業務の内容に変更が生じた場合は、発注者または受注者の発議による協議の上、合意後、契約変更を行うこととする。ただし、当初契約時内容にまで影響しないと軽微な変更の場合は委託料の変更は行わない。
- (2) 明記していない事項であっても業務遂行上当然必要と思われる軽微な作業については受注者の負担において実施するものとする。

9 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託業務終了までに県に返却すること。
- (3) 委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (4) 使用する参考文献、資料、写真等については、後日トラブルが生じないように使用についての確認をとるなど十分注意するとともに出典を明記すること。
- (5) 委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (6) 電子メールを外部に送信する際は、宛先、送信内容(不要ファイルの添付等がないか)、送信方法(BCC に設定されているか等)を複数の社員でチェックシートを作成するなどして確認すること。
- (7) 本業務は一括再委託禁止とし、一部を再委託する場合は、事前に再委託範囲および再委託先を書面により発注者に提示し、協議、承認を得ること。ただし、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受注者の責任においてこれを解決すること。

- (8)受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに発注者と協議を行うこと。
- (9)その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めることとする。